

第5次かかみがはら元気プラン21策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、「第4次かかみがはら元気プラン21」の計画期間が令和7年度で終了するため新たな「第5次かかみがはら元気プラン21」を策定することとしており、国の施策の動向、社会情勢の変化、本市を取り巻く課題等を踏まえた計画策定の支援を委託により行う。

本要領は、業務委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した提案者を決定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第5次かかみがはら元気プラン21策定支援業務委託
- (2) 業務内容 「第5次かかみがはら元気プラン21策定支援業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約の日から令和7年12月25日まで
- (4) 提案上限額 4,999,390円
ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。
令和6年度分 2,999,590円
令和7年度分 1,999,800円
金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む。

3. 参加資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (5) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験豊富な人材を有する者であり、過去5年間に健康増進法第8条に定められた市町村健康増進計画の策定業務、若しくはそれと類似の業務を完了した実績を有すること。

4. 失格要件

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案書・その他提出された書類に虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 評価委員や関係職員に接触があった場合
- (6) 上限額を超える見積金額で提案された場合
- (7) その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合
- (8) 「1 1. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかった場合

5. 評価委員会

参加表明書及び企画提案書類の評価は、市職員及び学識経験者で構成された評価委員会において、本市の定める評価項目により実施する。

6. 公募スケジュール

項目	日程
募集開始	令和6年5月20日(月)
質問書(様式1)の提出期限	令和6年5月30日(木)
質問書の回答	令和6年6月5日(水)
参加表明書(様式2)の提出期限	令和6年6月10日(月)
企画提案書の提出期限	令和6年6月17日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年6月24日(月)
結果通知	令和6年7月上旬
契約締結	令和6年7月中旬

実施要領等については、令和6年5月20日(月)から、本市ウェブサイトにて公開する。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問書(様式1)により電子メールにて事務局へ送付すること。

なお、電子メール以外では受け付けない。

① 提出期限

令和6年5月30日(木) 午後5時まで

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてまとめ、令和6年6月5日(水)

に本市ウェブサイトにおいて公表する。

なお、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

8. 参加表明書の提出手続き

- (1) 提出期限 令和6年6月10日（月）まで
※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 各務原市健康福祉部健康管理課（各務原市総合福祉会館1F）
- (3) 提出方法
 - ① 提出期間内に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。
 - ② 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
参加表明書（様式2）	1部 代表者印を押印の上、提出すること

9. 企画提案書の提出手続き

- (1) 提出期限 令和6年6月17日（月）まで
※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 各務原市健康福祉部健康管理課（各務原市総合福祉会館1F）
- (3) 提出方法
 - ① 提出期間内に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。
 - ② 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
企画提案書	原本 1部（クリップ留め）
見積書	写し 10部（クリップ留め）

- (4) 提出書類の記入上の注意事項

① 企画提案書

様式の定めはないが、用紙はA4版、片面20枚以内に下記内容を記載すること。

なお、記載内容については、明確な記載がない限り経費見積りの範囲内とみなすものとする。

ア 提案書の内容

次の内容について明瞭に記載すること。

1. 本市の健康増進事業、食育推進事業及び本業務に対する考え方
2. 市民アンケート調査に対して、調査設問の考え方、構成、内容

調査対象者 4,500名程度

・小学生6年生 750名程度

- ・中学生3年生 750名程度
- ・18歳（高校3年生） 600名
- ・一般市民 2,400名

3. 調査集計・分析の考え方、手法
4. 調査報告書の編集方法、構成イメージ
5. 第5次かかみがはら元気プランに対しての考え方
6. 第5次かかみがはら元気プランの重点ポイント、基本構想の枠組み、計画推進のための仕組み
7. 作業工程、業務実施体制
8. 計画書の編集方法、構成イメージ
9. 会社概要
10. 過去5年以内の健康増進法第8条に定められた市町村健康増進計画の策定業務、若しくはそれと類似の実績（年度、業務名、発注者、業務概要）

③ 見積書

ア 様式は任意とする。代表者印を押印の上、あて名は各務原市長とすること。

イ 業務の合計額とその内訳を年度ごとに記載すること。

9. プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 実施日：令和6年6月24日（月）
- (2) 会場：各務原市総合福祉会館（各務原市那加桜町2丁目163番地）
- (3) 時間構成：1者につきプレゼンテーション25分以内、ヒアリング15分以内
- (4) 留意事項
 - ① プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等を用いて行うこととし、差替え、追加資料は認めない。
 - ② 出席者は3名以内とする。
 - ③ プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明することができる。プロジェクター、スクリーン、接続用ケーブルは市で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。機器等の接続に関しては、事前に事務局に機種等確認すること。
 - ④ 開始時間、会場等の詳細は、各提案者に別途通知する。

10. 企画提案の審査等について

- (1) 評価委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、評価委員会の評価点の合計が最も高い者を選定する。
ただし、あらかじめ定めた基準点以上の者とする。

(2) 企画提案における評価項目、評価基準の概要、配点は以下のとおりとする。

評価基準表【合計点方式】

評価項目	表記基準の概要	配点
本市の健康づくりへの理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の健康づくりの現状や健康課題を理解しているか ・第4次かかみがはら元気プランの基本理念、基本目標等を理解しているか 	10点
アンケート調査の着眼点・設問内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設問設計の考え方や構成は的確な提案となっているか ・健康増進を念頭に置いた調査内容に関する提案があるか 	10点
アンケート調査の集計・分析方法・報告書の編集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・単純集計、クロス集計、経年比較など、市の現状と課題を把握するための集計や分析に関する提案となっているか ・報告書の編集方法や構成はわかりやすいものとして提案されているか ・計画に生かすための独自の提案があるか 	20点
計画の着眼点・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次プランを踏まえたうえで、市民の健康課題、社会情勢、国や県の動向を考慮した計画策定の提案となっているか ・市民が健康づくりの理解を深め、自らの健康づくりに取り組むことを促すための視点、配慮があるか 	20点
計画の独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・市の現状、地域性等を踏まえた独自の提案となっているか 	10点
計画の編集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書の編集方法や構成イメージは、誰が見ても読みやすいものとして提案されているか ・市民アンケートの結果がどのように反映されるかイメージできるか 	15点
業務実績	会社概要、過去の市町村健康増進計画の策定業務、若しくはそれと類似の実績	5点
業務の実施体制	業務を実施する人材及び体制は適切に確保されているか	5点
見積金額	十分な費用対効果が認められるか	5点
合計		100点

(3) 基準点

評価委員の評価点の合計点数が、満点に対して50/100に満たない提案者は選外とする。また、評価項目のうち、1項目でも評価が0点となった事業者においても選外とする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、書面にて全事業者に通知する。

(5) 評価、採点など審査内容及び審査過程に関する問い合わせには応じられない。また、選考結果に対して異議を申し立てることはできない。

1 1. 契約事項

(1) 各務原市は、最高得点の事業者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。企画提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、最高得点の事業者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。

(2) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

(3) 事業費については2.業務概要の(4)で示した上限額を超えることはない。

1 2. その他

(1) 費用負担

本件プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とする。

(2) 提案書の取扱い

① 提案採用者以外の提案書は、当該提案者に返却する。

② 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。

③ 提出された提案書に虚偽があった場合は、その事業者のプロポーザルを無効にするとともに、評価委員会において選定を見合わせる。

④ 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製することがある。

⑤ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

⑥ 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

13. 担当連絡先（事務局）

各務原市健康福祉部健康管理課（各務原市総合福祉会館1階）

担当

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話 058-383-7570（直通）

FAX 058-383-9151

メールアドレス kenkok@city.kakamigahara.gifu.jp